（原子力規制委員会規則で定める放射性物質の種類等）

第二十二条の五の二　法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める放射性物質は別表第一の上欄に掲げる放射性物質とし、同項の人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものとして原子力規制委員会規則で定める基準は同欄に掲げる放射性物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度とする。

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一　法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していることを明らかにする資料

［二～十　略］

3　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

第二十二条の十　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること。

［二～四　略］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の十三　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一　法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等（第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。以下同じ。）に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

［二～十　略］

3　［略］

（指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項）

第二十二条の十六の二　法第五十一条の二十八第一項（法第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。）の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃棄物埋設地の位置に関する事項

二　廃棄した放射性廃棄物の性状及び量に関する事項

三　第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果（法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときに講じたものに限る。）

四　その他原子力規制委員会が必要と認める事項

（指定に関する規定の準用）

第二十二条の十六の三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［条を加える。］

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　［同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一　法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していることを明らかにする資料

［二～十　同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の認可の基準）

第二十二条の十　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること。

［二～四　同上］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の十三　［同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一　法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等（第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。以下同じ。）に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

［二～十　同上］

3　［同上］

［条を加える。］

（指定に関する規定の準用）

第二十二条の十六の二　［同上］